

2005年度 政策制度要請 埼玉県回答

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念
 ○-A：完結 ○-B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
 △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。 △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
 ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。 ×-C：現状では無理と判断。

○-A： 項目 ○-B： 項目 △-B： 項目 △-C： 項目 ×-B： 項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 企業誘致大作戦を促進するため、県内企業の他県への流出防止とともに新たに国内外の外資系企業も含めた企業誘致拡充に向け、県内企業動向の情報収集の強化と企業誘致PRなどの情報提供を積極的に行うこと。</p> <p>(要請の根拠)</p> <p>日本経済の低迷により国内から海外への事業所移転が続いており、埼玉県においても他県へ工場が流出（経済産業省工業立地動向調査・平成15年は流出件数5件）している。</p> <p>景気が回復傾向に進む中、県内の産業振興と雇用の創出をはかり税収の確保をめざすため、国内外の設備投資の旺盛なメーカーや外資系企業への積極的な企業誘致活動とともに、県内企業振興のため企業の新設や拡張などのサポートが必要となっている。</p> <p>一方、各市町村にも工業適地の範囲内で空き地が増えており、工業団地の企業誘致状況等、県で一元管理しデータベース化をはかることにより総合的な企業誘致への取り組みが必要となっている。</p> <p>また、国内外に流出した企業の理由分析を行い、埼玉県内の企業流出を防止するための情報収集と情報提供の</p>	<p><産業労働部 企業誘致推進室></p> <p>県内産業の振興と雇用の創出、税収の確保を図るため、平成17年1月から「企業誘致大作戦」を展開しています。平成19年3月までの約2年間に3,000件の企業訪問を行い、100件の立地を目標としており、全県を挙げて企業誘致に取り組んでいます。</p> <p>平成18年2月までに、県内外の企業2,437件の企業訪問を行い、立地件数は98件となっています。</p> <p>この3,000件の企業訪問により、企業誘致のためのPRを行うとともに、企業ニーズを把握し、オーダーメイドに対応することとしております。また、県と県内工業団地工業会との意見交換を図る「産業立地交流会」や県と市町村との連携を強化する「県・市町村企業誘致連絡会議」を立ち上げ、企業動向や企業ニーズなどの情報収集や企業誘致のためのPRなどの情報提供を積極的に行っているところです。</p> <p>外資系企業につきましても、埼玉国際ビジネスサポートセンターを中心に、国内企業と同様、情報収集・情報提供に努めています。</p> <p>今年度は、さらに誘致活動を強化するため、アメリカ・オハイオ州をはじめとする海外へのトップセールスを実施し、本県の立地環境の優位性や高度な技術・優れた経営ノウハウ</p>	<p>○-B</p> <p>訪問活動や情報提供などの活動、及び誘致実績については評価できる。</p> <p>しかし、国内外に流出した企業の理由分析など、流出防止対策については言及されておらず、県に確認または再要請など検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>対応策が重要な施策となっている。</p> <p>今後の企業誘致を他県に先駆けて進めるには、税制面や緑地設置基準の見直し等、環境規制緩和を含めた埼玉県独自のメリットをアピールできるPRを積極的に行い企業誘致の状況を国内外の企業へ発信する施策が必要となっている。</p> <p>2. コミュニティ・ビジネス設立に向けて育成支援事業の早期確立をはかること。</p> <p>〈要請の根拠〉</p> <p>グローバル経済の進行により、企業リストラ等で雇用環境が悪化する中、地域密着型の新しい仕事と働き方を提供する「コミュニティ・ビジネス」が地域社会に広がってきている。群馬県では「コミュニティ・ビジネス創業支援事業」が行なわれており、他の県や市においてもコミュニティ・ビジネス支援に向けての取り組みが進められている。</p> <p>埼玉県「企業化・ベンチャー企業育成プロジェクト」では、今後の施策展開として、多様な主体による創業への支援において「コミュニティ・ビジネス」の取り組みを展開することとなっているが、具体的な支援策がない。</p> <p>少子・高齢社会において埼玉県でも、2007年から団塊の世代の約40万人が退職時期を迎え、今までの会社中心の生活から地域社会における経済活動に、如何にかかわりを持つかが喫緊の課題となっている。</p> <p>高齢社会における地域社会を支える仕組みとともに、就職支援としてのニート対策や子育て中の女性の職場拡大として「コミュニティ・ビジネス」の設立が求められている。</p>	<p>を持つ本県企業を徹底的にPRしていくことにより、企業間のビジネスの拡大を推進して、将来的に、本県への立地につなげていきたいと考えています。なお、これまでの外資系企業の立地件数は、3件となっています。</p> <p>今後、これらの取組をさらに推進するとともに、引き続き、各種セミナーや説明会、また、インターネット等により、積極的な情報収集・情報提供に努めてまいります。</p> <p>＜産業労働部 産業労働政策課＞</p> <p>コミュニティ・ビジネス支援として特化した事業は実施していませんが、創業・ベンチャー支援センターにおいてコミュニティ・ビジネスの相談や創業セミナーを実施しています。また、NPO団体に対する県事業の委託、商店街の空き店舗を活用した事業に対する補助など、コミュニティ・ビジネス支援につながる事業を行っています。</p> <p>一方、昨年度実施したコミュニティ・ビジネス実態調査では、コミュニティ・ビジネスに該当する事業を行っている事業者においても、その認知度は必ずしも高くはありませんでした(ヒアリング調査)。また、市町村・商工団体では、「コミュニティ・ビジネスの概念がはっきりしない」と回答したものが多数を占めました。</p> <p>したがって、コミュニティ・ビジネスの支援については、まず、その普及啓発を行っていくことが重要であると考えています。特にコミュニティ・ビジネスは「地域課題の解決」を目的とするものであり、市町村や地域経済団体等が中心となってその支援を行っていくことが望ましいと考えられることから、当面、市町村、地域経済団体等に対する普及啓発を行っていきます。</p>	<p>×－B</p> <p>県の対応は、市町村や地域団体が主体的におこなう事業への支援の範囲にとどまっており、これ以上の対応は難しいと判断する。</p> <p>よって、切り口を変えて再検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>Ⅱ. 雇用労働政策</p> <p>1. フリーターの削減に向け重要な役割を持つ、キャリアアドバイザー増員のために養成研修の強化・拡充を早急に実施すること。また、アドバイザーには長年の職業経験を有する企業出身者を登用すること。</p> <p>(要請の根拠)</p> <p>社会的な現象としてフリーターの増加に歯止めが掛けられない状況の中、埼玉県の高卒者の完全失業率は、8.0%と高い水準にある。特に高卒者のフリーター率は全国1位であり、将来の社会保障システムを維持する上でも就職支援は重要と言える。ハローワーク川越では、真正面から親身になって相談に乗るアドバイザーを専従配置し、時間をかけた一対一の対応が効果を上げており、144人に対して95%の就職率を達成した。</p> <p>県においても、自前及び民間機関で養成したアドバイザーを活用してはいるものの、実数は67名程度であり、養成研修を強化・拡充し、早急の増員が必要である。また、アドバイザーには様々な経験やスキルが必要であり、長年の職業経験を有する企業出身者(定年退職者)を登用し、就職相談窓口へ配置することで、的確なアドバイス等が受けられ就職支援に効果的である。</p>	<p><産業労働部 職業能力開発課></p> <p>県では、キャリア形成支援を行う人材を育成するために、キャリアコンサルタント(キャリアアドバイザー)の養成を平成15年度から実施しています。</p> <p>平成16年度からは、求職者対象の訓練としてキャリアコンサルタント養成科を職業能力開発センターで、訓練期間2か月、定員20人で実施しています。</p> <p>キャリアコンサルタントは民間教育機関を主体とした養成が進んでおり、県としては、平成18年度からは、在職者のキャリア形成支援を目的とした在職者対象の訓練として実施し、引き続きキャリアコンサルタントの養成を図っていきます。</p> <p><産業労働部 雇用対策課></p> <p>彩の国就職支援プラザでは、就職を希望する県民を対象に、民間就職支援会社に委託して、キャリアカウンセリングや職業相談を行っています。</p> <p>今後とも、各年齢層の相談に対応できるよう、長年の職業経験を有するなど、経験豊富なキャリアカウンセラーを配置して、求職者の相談に的確に対応してまいります。</p> <p><産業労働部 若年者就業支援室></p> <p>ヤングキャリアセンター埼玉では、就職を希望する若年求職者を対象に、民間就職支援会社に委託して経験豊富なキャリアカウンセラーを配置し、キャリアカウンセリング、職業相談等を実施しています。</p> <p>今後とも長年の職業経験を有するなど、経験豊富なキャリアカウンセラーを配置し、若年求職者の相談に的確に対応していきたいと考えています。</p>	<p>○ーB</p> <p>継続的な養成や年齢・職業経験ともに、経験豊富な事を採用要件に配置をしていることから、一定の評価はできるが、人数が少ないことや、強化・拡充を含めた、中長期的な養成計画が示されていない。</p> <p>今後の養成状況や中長期的な計画を確認し、再要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 障害者授産施設自立支援として、商品の販売ルート拡充及びシステム化をはかるとともに、ニーズに応じた商品企画提供を行うこと。 (要請の根拠) 障害者の就労意識は高く「雇用の場」は重要な社会的自立支援となっており、「ジョブコーチ」や「トライアル雇用」は一定の成果を上げてはいるものの、法定雇用率がクリア出来ないのも否めない状況であり、授産施設での雇用形態が多いのが現状である。 授産施設での商品は、行政機関を中心とした販売ルートや場所がほとんどであり、売り上げを伸ばすことが就労意欲向上につながり施設運営面からも重要であることから、商品を集約して販売する店舗の増設や、地域や企業などが率先して商品を定量・定常的に購入できるシステム作りが必要である。 また、施設では野菜から日用品や工芸品など幅広い商品を手がけているが、売れる商品を作ることも重要であり、消費者ニーズに応じた商品企画提供を行い、売り上げ向上に結びつける必要がある。</p> <p>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 各市町村が遅滞なく新介護保険制度に移行し、充実した制度運営ができるよう、県として各市町村及び介護事業者に対する積極的な対策を講ずること。 (1) 新制度移行に向けた各市町村及び事業者に対する説明会・研修会を実施すること。 (要請の根拠) (1) 予防重視型システム（予防介護）への転換、地域密着型サービス（地域特性に応じた多様で柔軟なサービス）を実施する「新介護保険制度」が平成18年4月から施行されるが、包括支援センターの体制が整わない市町村においては「平成19年度末までの2年間の間で、条例で定める日から施行することができる」</p>	<p><福祉部 障害者福祉課> 県では授産施設、作業所等で構成する埼玉県社会就労センター協議会が行う製品販売促進事業及び研修等に助成を行っています。 また、大宮ソニックシティビル31階にある、埼玉デザイン協議会が運営する授産製品常設展示販売場の運営費の助成も行っています。 今後、授産施設の販路の開拓や受注の拡大に向けて、施設のニーズを確認しながら支援方を検討してまいります。</p> <p>(1) <福祉部 介護保険課> 市町村に対しては、昨年度に引き続き、今年度4月、7月、8月、10月12月、3月と県内市町村の介護保険担当課長会議を開催し、制度の内容及び改正に伴う準備等の説明を行いました。新制度で重要な役割を担う「地域包括支援センター」の設置準備などでは、県内10か所の福祉保健総合センター毎に市町村担当者会議を開催し情報交換、意見交換を行いながら支援を行いました。 また、制度改正に関わる市町村アンケートを行い、市町村の準備状況、援助のニーズ把握を行うとともに、その結果を基に厚生労働省へ要望を行いました。 事業者については、昨年10月1日改正の施設入所者等の居住費及び食費の見直しに係る介護報酬改定等についての説</p>	<p>△-B 外部機関と連携しての事業展開など、一部前進と受け止めるが、助成のみの対応であり、具体的な施策が示されていない事と「支援方を検討する」とのくだりを受け、今後は進捗状況を見極め、再要請を検討する。</p> <p>○-B 説明会・情報交換・意見交換などの開催と、厚生労働省への要望提出など、その取り組みは評価する。なお、各市町村の実施状況が不明であり、引きつづき、進捗状況を見極めていく必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>となっている。</p> <p>新介護保険制度への移行・運用（実施時期・内容、介護サービス事業者の質の向上など）が、埼玉県内各市町村において平成18年4月からの確になされるよう、県としての積極的な対応が求められる。</p> <p>(2) 「地域包括支援センター運営協議会」構成委員として、利用者・被保険者の代表も参加させるよう働きかけること。</p> <p>〈要請の根拠〉</p> <p>(2) 地域包括支援センターの設置・運営にあたっては、中立性の確保や人材確保支援の観点から、自治体、サービス事業者、関係団体、利用者・被保険者代表などで構成する「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされた。</p> <p>「運営協議会」の設置と、その構成委員に利用者・被保険者の代表として各市町村・地域の勤労者代表も必ず入れるよう周知することが求められる。</p> <p>(3) 「訪問介護労働者の法定労働条件の確保」に関する実態の把握と事業者に対する教育・セミナーなどを実施すること。</p> <p>〈要請の根拠〉</p> <p>(3) 訪問介護などを営む事業者が増加しているが、事業特有の勤務実態や事業開始間もない事業場も多いこともあって、賃金・労働時間などに関する理解（労働基準法などの法令）が十分でない実態から、厚生労働省労働基準局から『訪問介護労働者の法定労働条件の確保について』の通達がなされている（平成16年8月27日）。</p>	<p>明会を県内施設及び居宅介護支援事業者を対象に行ってきました。</p> <p>今後も、疑問や課題解消のため、市町村ごとの個別支援や事業者からの疑義照会に対する迅速な対応を適時行ってまいります。</p> <p>(2) <福祉部 介護保険課></p> <p>厚生労働省から、地域包括支援センター運営協議会の構成委員として、①介護保険サービスの事業者、関係団体（医師、介護支援専門員等の職能団体等）、②利用者、被保険者（高齢者団体等、40歳～65歳未満の2号被保険者含む）、③介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者（ボランティア団体等）が示され、市町村に周知しました。</p> <p>これを踏まえ、各市町村は同センターの中立性・公正性を確保する観点から、地域の実情を踏まえ選定することになります。</p> <p>市町村に対し、厚生労働省の考え方を十分に周知してきていますが、引き続き、同センターの中立性・公正性の確保の趣旨を踏まえた適切な人選を行うよう支援していきます。</p> <p>(3) <福祉部 介護保険課></p> <p>訪問介護労働者の労働条件に関する担当は、埼玉労働局（労働基準監督署）であり、介護労働の実態については、（財）介護労働安定センターが調査を行っています。</p> <p>埼玉県では、介護保険の適正な運営を確保するため、介護サービス事業者に対して、事業所へ出向いての現地指導や研修会等を通じて、事業運営の指導を行っています。</p> <p>また、介護職員からの労働条件の相談には、労働基準監督署への相談を助言しており、事業者指導の参考としています。</p> <p>平成18年2月17日、認知症高齢者グループホーム運営法人代表者並びに管理者を対象として、埼玉労働局監督課長</p>	<p>○－B</p> <p>3地域（地協）が「運営協議会」の委員として参加しており評価する。</p> <p>なお、中立性・公正性の観点から設置されている「協議会」の機能など、引き続きその進捗状況を見極めていく必要がある。</p> <p>今後は連合として3地域以外にも、可能であれば運営協議会に被保険者の代表として地協役員の参加を促していく。</p> <p>×－B</p> <p>事業者への指導や研修の内容は「介護保険の適正な運営」が主であると受けとれる。</p> <p>従って、適正な賃金・労働条件などの確保（法遵守）に関しては、別角度からの取り組みが必要であると判断する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>埼玉県においても、実態を把握するとともに、各市町村（委託含む）および訪問介護事業場に対する、教育・セミナーなどによる周知徹底が必要である。</p> <p>2. 小児科救急医療体制強化の一環として、小児救急分野「認定看護師」の積極的な育成と活用をはかること。 （要請の根拠）</p> <p>小児科医不足により、小児科救急医療体制が十分でない地域もあるため県は、普段から小児患者を診ている内科医師などの研修を実施し、休日夜間診療所での小児救急患者の診療体制の強化・充実に取り組んでいるものの、依然として小児科専門医師の不足は否めない状況である。</p> <p>小児科医院および小児科専門医師の拡充が求められるが、早急には困難と思われることから、専門知識と経験を有する「小児救急認定看護師」の積極的な育成と活用に向けた取り組みが求められる。</p> <p>IV. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策</p> <p>1. CO2削減に向けて、再資源化の強化について全県あげての取り組みと、市町村行政へ指導の徹底をはかるため、以下の施策を講ずること。</p> <p>（1）再資源化の強化をはかるためエコモデル市町村を設定し、彩の国リサイクルデータバンクを活用した県民参加型の取り組みを展開すること。</p> <p>（要請の根拠）</p> <p>（1）一般ごみは焼却処分されるものが多く、CO2削</p>	<p>を講師として研修を行いました。</p> <p>今後とも、介護サービス事業者に対して、介護保険の適正な運営が図られるよう指導を強化していきます。</p> <p>また、必要に応じて、埼玉労働局と連携した研修会の実施についても検討してまいります。</p> <p><保健医療部 医療整備課></p> <p>本県の小児救急医療支援事業については、拠点病院制を取り入れるなどして、全県16地区中、あと1地区を残すところとなりました。</p> <p>また、普段から小児患者を診ている内科医師などに小児救急の研修を行う小児救急医療研修会につきましては、去る16日に第1日目を終えたところであり、今月下旬に第2日目を開催し、今後とも、初期救急体制の強化を図ってまいります。</p> <p>「認定看護師」の制度は、感染管理やホスピスケアなどの複数の分野について（社）日本看護協会が資格認定を行っているものであり、小児救急分野の認定は平成16年に追加されたものです。</p> <p>埼玉県内においては、現在のところ「小児救急看護」の認定を受けた看護師は存在しませんが、県としては、今後の小児救急分野の「認定看護師」の育成の状況を踏まえつつ、小児科医師との連携による臨床現場における医療の質の向上を図ってまいります。</p> <p>（1）<環境部 資源循環推進課></p> <p>県は、「埼玉県資源循環戦略21」を定め、資源循環工場の整備を始め廃棄物の再資源化・減量化に取り組んでいます。ホームページや環境団体を通じて、「彩の国リサイクルデータバンク」やエコ商品、グリーン購入制度の普及を図り、県民参加型の環境啓発事業を推進します。</p>	<p>評価・方向性</p> <p>×－C</p> <p>「小児救急認定看護師」の育成による小児科救急医療の補完的強化は困難と判断される。</p> <p>今後は、県が進める事業で、県内全域での小児救急医療体制が整うか否か、注視していく。</p> <p>×－B</p> <p>「埼玉県資源循環戦略21」への補足もなく、HP上の広報程度しかないと。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>減には焼却量の削減が効果的である。</p> <p>平成14年度県内90市町村の調査結果ではリサイクル系が相対的に低く、「資源回収業者に推奨金等を交付している」23件(26%)、「廃棄物減量化のための指導員を配置している」39件(43%)、「粗大ごみ等の修理・販売(譲渡)および交換情報の提供」46件(51%)、「減量化・再資源化のために市民を加えた組織を設置している」54件(60%)となっている。</p> <p>「彩の国リサイクルデータバンク」を活用し、焼却量の削減に取り組むとともに、環境にやさしいエコ商品・再生品・リサイクル品などを推奨するエコ生活モデル市町村を設定し、消費者(県民)に啓発活動と意識改革には県の指導が必要である。</p> <p>(2) ごみ処理広域化を促進し、焼却効率の改善でCO2の発生を削減すること。 (要請の根拠)</p> <p>(2) 焼却の効率化として市町村も広域処理を実施(平成10年埼玉県ごみ処理広域化計画)している。各焼却炉の最適処理能力による稼働でエネルギー効率の改善にも期待できるため、県内焼却施設全体の稼働状況を把握し広域化のメリットを最大限に発揮することでCO2の削減が期待できる。</p> <p>(3) 京都議定書のCO2削減に向けて、公共施設の冷暖房効率改善および生ごみ処理機の普及など年間を通じた取り組みをはかること。 特に、生ごみ処理機については各市町村において補助金制度が異なっており、県内の統一した補助制度を構築すること。 (要請の根拠)</p> <p>(3) 連合ではエコライフ21運動を実施しており、働</p>	<p>(2) <環境部 資源循環推進課> 「埼玉県ごみ処理広域化計画」を定め、市町村のごみ処理の広域化を推進しています。 ごみ処理施設の広域化は、焼却量の抑制や効率的な焼却管理による二酸化炭素の削減に効果が期待されますので、県としても、引き続きごみ処理の広域化を推進していきます。</p> <p>(3) <環境部 温暖化対策課> 公共施設の冷暖房効率改善については、平成17年度から地域機関で、およそ20年以上経過した冷暖房機器の更新を行っています。 使用形態に合わせた省エネルギー機器を採用して、エネルギー使用量の削減を図っております。 今後も、毎年2か所程度の地域機関において、省エネルギー機器を導入していくとともに、維持管理方法の再検討を行</p>	<p>○-A 新たに「埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定し、対応したため。</p> <p>○-B 公共施設の改修・改善は継続が図られるなど評価する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>き方の見直し・生活の見直しも視野に入れて取り組みを展開している。2008年からの京都議定書の遂行と2007年の評価・見直しに向けてサマータイムの導入やクールビズなど夏場に限らず冬場の施策を強化し、年間を通じた取り組みが必要である。公共施設のデュアル硝子化など冷暖房効率の改善と一般家庭での生ごみ処理機・コンポストおよび分別ストッカーなど地域活動の強化が求められている。</p> <p>2. CO2削減のために、光合成の効率の良い広葉樹の植林を推進すること。 (要請の根拠)</p> <p>常緑樹(針葉樹)よりも落葉樹(広葉樹)は年間を通じた光合成の数値が高いとした研究結果もあり、CO2削減に寄与するとともに、落ち葉が雑草の抑制効果や雨水の保水効果を高め、結果として自然環境保護や防災対策となる。</p> <p>また、紅葉樹林を芸術的に植樹し景観を改善することで観光開発および遊歩道・登山道を整備することは県民の健康増進にも役立つ。</p> <p>加えて、スギ・ヒノキの県産木材の利用促進とあわせた広葉樹への転換により、花粉症対策にもつながる。</p>	<p>うなど省エネルギー化を計画的に進めてまいります。</p> <p>年間を通じた取り組みについては、庁舎内の冷暖房温度は、冷房時28℃に設定し、軽装による夏のライフスタイルの実践を行っています。</p> <p>また、平成17年度は、冷暖房機器の適温設定や服装の工夫など環境に優しいライフスタイルの実践を市町村、民間団体、事業者と連携して取り組んでおります。</p> <p>これからも、年間を通じた取り組みを実施してまいりますので、御協力を御願いたします。</p> <p>(3) <環境部 資源循環推進課></p> <p>家庭用生ごみ処理機の購入に関しては、現在県内の66市町村と1組合で補助制度を設け、購入補助金の限度額は、一基あたり3千円～5万円と幅があります。</p> <p>生ごみ処理機については各市町村で補助金制度に違いがありますが、一般廃棄物の処理については、市町村の事務ですので、地域の状況や方針を尊重したいと考えてます。</p> <p><農林部 森づくり課></p> <p>平成16年度末における県内の広葉樹林の面積は、約4万7千ヘクタールで全森林面積の4割を占めています。</p> <p>広葉樹林は、御要望のとおり、様々な働きがあるとともに、自然の力を利用してその保全が図られるなどの利点があることから、県有林での植林や、ボランティアや企業などの協力による植林を積極的に推進していきます。</p> <p>加えて、針葉樹林の強度の間伐を繰り返し実施し、木材の有効利用を図りながら、広葉樹を植栽して針広混交林へ誘導し、多様な樹種で構成される森林へ転換を図っていきます。</p>	<p>×</p> <p>×-B 家庭用生ごみ処理機については進展がないため。</p> <p>○-A 広葉樹の植樹で、針広混交へ誘導し森林の転換をはかるとのことで評価する。 なお、引き続き検証が必要である。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>3. アスベストによる健康被害に県民が不安を抱かぬよう対策を講ずること。 (1) 公共性のある場所の使用状況を調査し情報を開示すること。</p> <p>(2) 製品の情報開示とあわせて、解体工事時近隣への情報の周知徹底と廃棄場所および処理方法についても情報開示すること。</p>	<p>(1) <総務部 管財課> 県有施設のアスベスト含有の可能性のある吹き付け材などについては、 1, 4 4 6 施設の調査を実施し、1 9 7 施設で石綿の含有が確認されました。 調査結果については、具体的な施設名を含め、平成1 7 年1 2 月1 4 日に公表し、埼玉県のホームページ（県政ニュース）にも掲載されております。 対策工事が必要な施設については撤去等の対策工事を実施しているところです。 また、夏休み期間中でないと工事が出来ない学校施設や下水道などの規模の大きな施設などについては1 8 年度以降に実施する予定です。</p> <p>(1) <都市整備部 建築指導課> 今回の民間建築物の調査については、公表を前提とせずに建築物の所有者等に調査と報告を求めたものです。 また、①すべての報告が分析等によるアスベストの確認をしたものでないこと。②調査は、まだ継続しておりすべての把握ができていないこと。などから、個別の公表には、混乱を生じるおそれもあり、問題があるものと考えております。 しかしながら、不特定多数者が利用する施設等について適切な情報開示がなされることは、極めて重要と考えており、所有者等の自主的な公表を要請して参りたいと考えています。</p> <p>(2) <都市整備部 建築指導課> アスベストは、住宅屋根用の化粧スレート、外装材の窯業系サイディングなど、吹き付けアスベスト以外の建材にも使用されています。 県では、使用材料の把握に努めていますが、すべてのメーカー名や商品名は把握できないため、国に対して、建材の名称や使用の時期の情報公開について要望を行っているところ</p>	<p>○－B ホームページには記載されているが、この問題については多岐にわたる広報手段が必要と判断する。 また、1 8 年度以降の実施箇所と不特定多数が利用する施設等の対応の進捗状況について、引き続き検証が必要であるため。</p> <p>×－B この問題は法整備など国政での対応に影響するが、進捗状況が確認できないため。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>です。</p> <p><総務部 県民・消費生活課> 消費生活支援センターでは、アスベストを含有する個々の製品にかかる情報収集・開示は行っておりません。 経済産業省において、石綿を含有する家庭用品の製造・輸入等の実態調査を実施し、185社774製品の製造等の実績が報告(平成17年12月28日公表)されているため、ホームページにおいてこれらを紹介(リンク)しております。 また、県民へ情報を提供するために、消費生活関係情報紙「くらしレポート(平成18年1・2月号)」に掲載するとともに、市町村広報紙への情報提供「くらし110番」を行い、石綿に関する最新情報等を発信しました。 今後は、アスベスト問題に関する県民からの相談については、消費生活支援センターにおいて、専門機関の紹介や経済産業省の調査結果等により対応してまいります。</p> <p><産業労働部 勤労者福祉課> 国では、石綿の飛散防止対策の実施内容が、建物の解体現場の外から分かるように看板などで表示させることを平成17年8月に決め、関係業者への周知に努めています。県におきましても埼玉労働局と連携しながら、その周知を図っているところです。</p> <p><環境部 廃棄物指導課> アスベストを含む産業廃棄物は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当するものとそれには該当しないものと2つに大別され、前者は法令で、後者は国の通知によりその処理方法及び処分場所が定められています。 県では、アスベストを含む産業廃棄物の排出者及び廃棄物処理業者に対して、法令等の内容を周知し、その適正処理を指導しています。 県では、県民の皆さんに安心してもらえるよう、排出現場</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(3) アスベスト被害拡大防止にむけて、対策の検討および研究する機関などを設置すること。</p>	<p>への立入や排出業者、処理業者に対する研修会などを開催し、引き続き、アスベストを含む産業廃棄物の適正処理の確保に努めてまいります。</p> <p><環境部 資源循環推進課></p> <p>経済産業省は、アスベストを含有する家庭用品の実態調査の結果、家電製品などでアスベストの使用が確認されたと発表しました。この調査結果は、経済産業省のホームページに掲載されております。</p> <p>アスベストを含有する家庭用品は、多種多様ですが、廃棄物として出された場合、市町村では、廃棄物からアスベストを取り出して処理することは困難ですので、他の廃棄物とあわせて焼却や破砕、埋立などの処理を行っているのが実情です。</p> <p>県では、「アスベスト含有家庭用品廃棄物の処理する際の留意すべき事項について（環境省）」を市町村に通知し、家庭からの排出方法、市町村の収集・処理における飛散防止及び適正処理を指導しています。</p> <p>また現在、環境省ではアスベスト含有家庭用品廃棄物の適正な処理方法や処理システムのあり方について、専門家の意見を聴き検討を行っています。</p> <p>(3) <環境部 青空再生課></p> <p>全庁を挙げて機動的に課題に対応するため、副知事をトップに「埼玉県石綿対策推進本部」を設置し、健康対策部会、環境対策部会、公共施設部会及び民間施設部会の4部会で対策を検討し、実施しています。</p> <p>8月及び11月の2回、健康に関する事項や環境保全対策に関する事項など国において対応すべき11の事項を取りまとめ、国に対し要望しました。</p> <p>さらに、大気中への石綿の飛散防止、廃棄物である石綿の適正処理など、49項目の対策を実施してきました。</p> <p>18年度においても、引き続き、大気中への石綿の飛散防</p>	<p>〇ーB</p> <p>この問題は昨年9月の定例議会でも取り上げられているが、「大気環境石綿の推進」として新規対応が図られたため。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性				
<p>(4) 行政による定期健康診断・健康相談にアスベストに特化した検診を受診できる制度を早急に整えること。</p> <p>〈要請の根拠〉</p> <p>連合埼玉では過去2年間アスベストに関する要請を行ってきた。埼玉県では28年前に労働基準監督署がアスベストによる健康への影響を指摘している。また、県議会においても平成5年3月25日「アスベスト規制法に関する請願」が主旨採択されている。</p> <p>昨年の県回答からもこの問題は多岐にわたる部局の対応となっており、県庁内に限らず県内各級組織・団体の横断的な対応が必要である。県民・企業と関係組織・団体が情報を共有し、アスベスト対策全般を検討する専門機関の設置が求められている。</p> <p>特に人命に関わる内容であり、法令の有無に関わらず地方行政の先駆的な取り組みが期待されている。</p> <p>4. ヒートアイランド現象防止に向けた検討委員会を発足し、環境保全と安全・安心なまちづくりに取り組むこと。</p> <p>〈要請の根拠〉</p> <p>東京都練馬区では、汐留の開発により気流に変化をきたしヒートアイランド現象が顕著に現れた調査結果があり、積乱雲の発生により局地的な集中豪雨から雨水排水処理能力を超え渇水する事例もある。埼玉県は雷雨の発生も多く、建築物の高層化などによる県内全域のヒートアイランド現象を防止するために、気象学者・専門家等を含めた防止検討委員会などの設置が求められている。</p>	<p>止などの対策を実施してまいります。</p> <p>今後とも、埼玉労働局やさいたま市と連携して一層の石綿対策を推進します。</p> <p>(4) <保健医療部 健康づくり支援課></p> <p>7月8日に県内全保健所で石綿健康相談窓口を設置し、県民からの健康相談を受けております。</p> <p>また、埼玉労働局と共催でアスベスト関連業務従事者やアスベスト関連事業所の近隣住民に対し、臨時石綿健康相談会を開催してまいりました。</p> <p>アスベスト関連事業所の退職者やその家族及び近隣住民に対する健康診断の実施等について実施体制を整備することなど国に緊急要望したところでありますが、今後とも国に対し実施体制の整備等を積極的に働きかけてまいります。</p> <p><環境部 温暖化対策課></p> <p>現在、ヒートアイランド現象に関する検討委員会は設置しておりません。</p> <p>ヒートアイランド対策の一環として、「建築物環境計画書制度」の導入の検討や屋上緑化・壁面緑化等の促進を図っています。</p> <p>今後は、本県におけるヒートアイランド現象の実態を把握した上で、引き続き環境に配慮した適切なヒートアイランド対策を進めます。</p> <p>平成18年度の対応状況</p> <table border="0"> <tr> <td>・ヒートアイランド現象対策事業費</td> <td>13,818千円</td> </tr> <tr> <td>・建築物環境計画書制度創設事業費</td> <td>3,474千円</td> </tr> </table>	・ヒートアイランド現象対策事業費	13,818千円	・建築物環境計画書制度創設事業費	3,474千円	<p>○－B</p> <p>石綿健康相談窓口の設置および健康診断の実施を国へ要請するなど評価する。</p> <p>なお、要請実施後にアスベストに関する法制度が整備されたことから、引き続き検証する必要がある。</p> <p>△－B</p> <p>検討委員会の発足はなが、「ヒートアイランド現象対策の推進」が新規に取り組まれるので前進と判断する。</p> <p>なお、引き続き検証が必要であるため。</p>
・ヒートアイランド現象対策事業費	13,818千円					
・建築物環境計画書制度創設事業費	3,474千円					

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>5. 県内および近隣都県の大規模自然災害時に迅速な対応が可能となるよう、埼玉県防災ボランティアへ登録している団体への災害派遣従事者証明書および通行許可証などの発行に関するシステムを構築すること。</p> <p>〈要請の根拠〉</p> <p>新潟中越地震の教訓では、災害派遣従事者証明書・通行許可証などの発行手続きが複雑であり、速やかな救援・支援活動が行なえなかった。</p> <p>阪神淡路大震災以降、民間のボランティア団体は被災地での活動について各団体間の協定や協力体制を構築してきた。特にボランティアセンターの立ち上げは被災地近隣からボランティア派遣が必要であり、迅速な対応が求められている。</p>	<p>県内のヒートアイランド現象の実態を把握し、今後の効果的な緩和対策を検討するため、ヒートアイランド現象実態調査事業を実施します。</p> <p>また、対策モデル事業として、民間の協力を得ながら、遮熱性舗装等の試験施工を実施します。</p> <p>建築物環境計画書制度については、環境配慮への取組を総合的に評価し、県のホームページで公表するため、評価システムの開発を実施します。</p> <p>〈県土整備部 県土づくり企画室〉</p> <p>安全・安心なまちづくりについては、環境配慮方針に基づき環境負荷の低減に配慮した公共事業の執行に努めています。</p> <p>引き続き環境配慮方針に基づき環境負荷の低減に配慮した公共事業の施工に努めていきます。</p> <p>〈危機管理防災部 消防防災課〉</p> <p>被災地では、消防、警察、自衛隊による人命救助が優先され、一般車両がそれらの車両の通行の支障になってはなりません。</p> <p>通行許可証は、交通規制をされている危険箇所において、これらの車両を優先的に通行させるものです。</p> <p>この規制により、車両の集中による被災地の混乱が防止されております。</p> <p>現行では、災害ボランティアにつきましても、この趣旨を御理解の上、遵守していただきたいと考えます。</p>	<p>× - B</p> <p>許可証発行に関する要請先を見極め、再度県に働きかけを要請する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>6. 地産地消を推進するとともに残渣の活用による資源循環型社会を確立すること。 (要請の根拠) 県農産物の県内自給の拡大と県内地域の特徴を活かした農業施策により、地産地消を推進し、残渣の資源循環型社会を確立することで、生ごみの資源化利用を推進する必要がある。</p>	<p><環境部 資源循環推進課> 県では、彩の国資源循環工場を整備し、食品残渣等から堆肥を製造するなど、資源循環型社会の確立に努めています。</p> <p><農林部 流通販売推進室> 700万県民を擁する大消費地である本県の農業振興を図るためにも、地産地消の推進は極めて重要であると考えています。</p> <p>このため、全国に先駆け、地産地消運動に取り組み、県及び各地域において、それぞれ「地産地消推進協議会」を設置し、これまで、県産農産物試食交流会、地産地消フォーラムなどを繰り返し開催し、地産地消の浸透を図ってまいりました。</p> <p>例えば、農産物直売所につきましては、徹底した地元の農産物の品揃えなどにより、平成16年度における直売所全体の販売額は202億円と3年前と比較し、約37億円の増加となっています。</p> <p>また、埼玉県学校給食会においては、全て県産米を継続して使用し、ほとんどの市町村の給食で、地場農産物を利用しています。</p> <p>さらに、県内量販店では、全体の約14%にあたる153店舗で「地場農産物コーナー」が設けられ、県産農産物を取り扱う小売店などでは「県産農産物サポート店」が、この1年間で347店舗登録されました。</p> <p>近年では、多くのレストランやホテル、割烹などにおいて、県産農産物をメニューに取り入れていただいています。</p> <p>今後とも、これまでの取組をさらに拡充するとともに、市町村や農業団体などと連携した県産農産物の一つ一つの顔が見えるきめ細かな情報発信を行い、また、あらゆる分野にも幅広く働きかけるなど、これまでも増して積極的な地産地消を推進してまいります。</p>	<p>〇ーB 「食育の推進」を新規に取り組むことで一部評価できるが、資源循環については、引き続き検証が必要であるため。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>V. 教育政策</p> <p>1. 「さわやか相談員」を公立中学校全校に配置すること。 (要請の根拠)</p> <p>平成16年度の埼玉県公立学校における不登校児童生徒数は、小学校で1,370人(前年度比59人減)、中学校で5,816人(前年度比183人減)と前年度に引き続き減少しているものの、依然深刻な状況にある。</p> <p>文部科学省の「学校基本調査」においては、「不登校児童生徒」を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義している。結果として、年間30日未満欠席者や保健室登校等で出席扱いになっている者は統計には含まれておらず、不登校児童生徒数は減少しているとは言え、学習の遅れや進路の問題、そして家族の精神的な負担を考えると極めて憂慮すべき状況である。</p> <p>また、個々の児童生徒が不登校となる背後にある要因や直接的なきっかけは様々であり、また、不登校の状態が継続している間にもその要因や背景が時間の経過と共に変化する、本人にもはっきりとした理由がわからない場合が少なくない等、不登校の要因や背景は一つに特定できないことも多い。</p> <p>このような不登校の要因・背景等の多様化、複雑化に対応するためには、家庭・学校・地域の連携強化はもとより、幼稚園・保育所・小学校間、小・中学校間、中・高等学校間等の連携を重視して、個々の児童生徒が抱える課題に関する情報交換や対策の協議を日常的に行うなどして、不登校を生むことのない、一人一人の児童生徒が自己の存在感や自己実現の喜びを実感できる学校教育の実現に向けて日頃より連携をはかることが必要であり、日常的にきめ細かな対応を行うためにも、さわやか相談員の果たす役割は大きいと考える。</p>	<p>＜教育局 指導部 生徒指導室長＞</p> <p>相談員の配置に係る県と市町村との役割等をふまえながら、「さわやか相談員」と「スクールカウンセラー」を併せたより効果的な教育相談体制を整えるため、今年度から「さわやか相談員」の複数校配置を可能にし、全校配置の体制を整えました。</p>	<p>×－C</p> <p>不登校児童生徒対策としての「さわやか相談員」の公立中学校全校配置に対する考え方は、県と連合との考え方の溝が一向に埋まらず、また、現在の県財政を考慮すると現状では無理と判断。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 学校施設の耐震化を円滑かつ計画的に推進するため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 教育委員会をはじめ、財政・建設・防災部局等の行政関係者、建築構造や建築計画に係わる学識経験者、設計実務者、教職員等で構成する検討委員会を設置し、耐震化推進計画の具体的な内容等の検討を行うこと。</p> <p>(2) 保護者や地域住民等への情報開示を積極的に行い、耐震化事業の重要性や緊急性について幅広い合意形成をはかること。</p> <p>(3) 校舎や体育館などの施設を一体的に改修するには数年先になる見込みの学校については、体育館だけを前倒して改修するなどの方針を加え、耐震化を推進すること。</p> <p>〈要請の根拠〉</p> <p>学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活等の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠である。地震発生時においては、児童生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて学校施設を整備することが重要である。</p> <p>加えて、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、また、児童生徒のみならず地域住民の学習や交流の場ともなり、さらに、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことが求められる。</p> <p>しかし、文部科学省が7月8日に公表した調査結果で</p>	<p>(1) <教育局 管理部 財務課></p> <p>県立学校の校舎は耐震診断を全て終了し、耐震補強工事につきましても平成20年度を目途に終了する予定であります。また体育館は早急に耐震診断を終了させ、順次、計画的に耐震補強工事を実施していく予定でありますので、今の時点で検討委員会を設置する予定はございません。</p> <p>(2) <教育局 管理部 財務課></p> <p>県有施設の耐震化における情報開示につきましては、県立学校や教育機関だけでなく、全県的に耐震性能の公表について検討を始めたところであり、今後も耐震化事業の推進につきましても、鋭意努力してまいります。</p> <p>(3) <教育局 管理部 財務課></p> <p>県立学校の校舎における耐震補強工事は、平成20年度までの完了を目標に、引き続き実施してまいります。また、体育館につきましても、早急に耐震診断を完了させ、順次、計画的に耐震補強工事を実施していく予定であります。</p>	<p>△-B</p> <p>検討委員会の設置については、予定していないとの回答であるものの、本要請の趣旨に添った検討・取り組みを進めていると判断。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>は、公立小中学校の耐震化率は全国平均51.8%に対し、埼玉県は45.8%と全国第30位であり、厳しい財政状況から学校施設の耐震化は進んでいない状況にある。</p> <p>3. 外国人生徒の教育を受ける権利を確保するため、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 「外国人特別選抜」実施校の拡充と受験資格の緩和をはかること。</p> <p>(2) 外国語科のある全ての公立高校に外国人生徒定員枠を設けること。 (要請の根拠)</p> <p>県内に居住する外国人児童生徒は年々増加傾向にあり、平成16年度は小学校2,224人、中学校799人の合計3,023人(前年度比129人増)となっている。</p> <p>外国人中学生のほとんどは、将来にわたり日本に居住する意向をもっており、中学卒業後の進路は県内公立高校への進学を希望しているが、現実的には多くの外国人生徒が県内公立高校へ進学することが困難な状況である。</p> <p>県教育委員会は、県内外国人生徒への対応として「外国人特別選抜」を実施し対応を行っているが、「外国人特別選抜」実施校は5校のみであり、多くの外国人生徒は「外国人特別選抜」実施校を受験したくても、身近に実施校がないことや、実施校の定員に満たない場合でも不合格になることから、この選抜制度を十分に利用できな</p>	<p><教育局 指導部 高校教育指導課></p> <p>「外国人特別選抜」実施校の拡大については、県南地域を中心に外国人生徒が多く居住している状況を踏まえ、平成18年度から新たに県立草加南高校でも外国人特別選抜を実施する予定です。</p> <p>出願資格の緩和については、入学者選抜が、各高校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものであることを踏まえ、慎重に研究してまいります。</p> <p><教育局 指導部 高校教育指導課></p> <p>「外国人特別選抜」実施校の拡大については、平成18年度から新たに、外国語科を設置校である県立草加南高校でも外国人特別選抜を実施する予定です。</p> <p>今後とも、引き続き、外国語科等のある学校と協議を進める中で、実施校の拡大を検討してまいります。</p>	<p>△-B</p> <p>「外国人特別選抜」実施校が1校増えたことは評価できるものの、受験資格の緩和など、本要請に対し十分な回答が得られていない。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>いでいる。</p> <p>また、「外国人特別選抜」の出願資格が「入国後の在日期間が3年以内の者」としており、3年を超える生徒には受験資格が与えられていない。日本に居住する期間が3年以上の生徒であっても、その多くは、日本語を使いこなすことが、まだまだ不十分であり、一般受験の場合でも国語や社会などの教科でどうしても不利な立場にあり、希望する高校へ進学できないケースが多数存在する。また、進学できない生徒たちの多くは就職せざるを得ないが、中学校卒業者の就職口は極めて限られており、外国人生徒への教育を受ける権利を確保するため、公立高校における受け入れ体制を拡充していくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>VI. 男女平等・人権政策</p> <p>1. 働く場における男女共同参画の推進と、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を進めるために以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 企業における女性の活用に向けたポジティブ・アクションを促進すること。</p>	<p><総務部 男女共同参画課></p> <p>今年度、女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援など、男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所などを表彰する「さいたま輝き荻野吟子賞」を創設いたしました。</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、特に雇用の分野での取組が重要なことから、引き続き、表彰制度を通して、企業における女性の能力活用を促進してまいります。</p> <p><産業労働部 勤労者福祉課></p> <p>働く女性の権利や働く女性のための諸制度を解説した小冊子を作成し、広く事業主や働く女性の方々に配布し、その普及啓発に努めているところですが、ポジティブ・アクションにつきましても、その冊子の中で取り挙げ、その取組を促進しているところです。</p>	<p>△-B</p> <p>事業所表彰や冊子の配布については、一部前進△とするが、ポジティブ・アクションの冊子については平成15年度に約12,000部を配布し、それ以降は発行されていない。</p> <p>また、働く女性の権利や働く女性のための諸制度を解説した小冊子にポジティブ・アクションについて掲載されているが、3,000部と十分な部数ではないことからBとする。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 間接差別についての調査研究及び啓発を行うこと。 (要請の根拠) 男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会を決定する最重要課題であり、社会の構成員の半数以上を占める雇用の分野では極めて重要な意味を持っている。</p> <p>しかし、女性の働く場への参画は、性別による差別や、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が困難であること、能力を開発する機会が十分に確保されていないことなどの理由から進んでいない。</p> <p>女性も男性も自らの能力を最大限に発揮し、未来を切り開く原動力となるためには、働く場における女性と男性の格差の是正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが不可欠であり、ポジティブ・アクションの推進は、重要な施策である。</p> <p>ILO（国際労働機関）は、21世紀の世界的課題として「ディーセント・ワーク（Decent Work）」（自由・平等・安全・人間の尊厳という条件のもとで安心して働ける生産的な労働）の機会を女性と男性に確保することであると述べている。このような視点からも、働く場における男女共同参画の実現を通じて、男女双方にディーセント・ワークが確保されることが必要である。その一つとして、直接差別は禁止されているが、間接差別の規定がないため、形を変えた巧妙な差別（間接差別）が広がっている。間接差別についてどのようなケースが差別となるのかなどを調査研究し、間接差別を無くすために普及啓発を行うことが必要である。</p> <p>2. 仕事と子育てを両立させるため、放課後児童クラブの拡充をはかること。 (1) 待機児童の解消及び大規模化抑制のため、放課後児童クラブの新設、または小学校の余裕教室など既存の公共施設を活用し、放課後児童クラブの複数設置をはかること。</p>	<p><総務部 男女共同参画課> 平成14年2月に策定した「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の基本目標Ⅲ「働く場における男女共同参画の推進」の中で、「間接差別についての調査研究及び啓発」を推進項目としております。</p> <p>平成18年度に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の中間見直し計画を策定する予定であり、間接差別については、国の動向を踏まえながら項目内容の検討を進めてまいります。</p> <p><産業労働部 勤労者福祉課> 現在、男女雇用機会均等法改正法案が第164通常国会に提出され、審議されているところでありますので、その動向を踏まえ、間接差別をなくすための普及啓発を行っていきたいと考えています。</p> <p><福祉部 子育て支援課> 学校の余裕教室を改修し「放課後児童クラブ」を整備する場合には、市町村に対して整備費の助成を実施しております。今後とも、余裕教室などの既存施設を有効に活用した整備に積極的に取り組んでまいります。</p>	<p>×－B 平成14年2月に策定された「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」では、基本目標Ⅲの中の推進項目として「間接差別についての調査研究及び啓発」を掲げているが、現在まで、間接差別についての調査研究及び啓発の取り組みは行なわれていないのが実態である。</p> <p>しかし、国会の動向を踏まえながら項目内容の検討を進めるとの事から、引き続き進捗状況を見極めつつ再要請する。</p> <p>×－B 放課後児童クラブの待機児童の解消及び、大規模抑制のために、新設や余裕教室などの既存施設が活用されているのが、</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 埼玉県内すべての放課後児童クラブが「埼玉放課後児童クラブ運営基準」を満たしているか調査を実施し、その結果を県民に情報開示すること。</p> <p>(3) 各放課後児童クラブにおける運営基準が「埼玉放課後児童クラブ運営基準」を満たしていない、および明確にされていない放課後児童クラブは、「埼玉放課後児童クラブ運営基準」を積極的に活用し、運営基準を確立するよう実施主体の市町村に働きかけること。</p> <p>〈要請の根拠〉 放課後児童クラブのニーズは年々高まっている。しかし、小学校に対する設置率は87.9%と放課後児童クラブのない地域・学校区もある。定員のあるところでは待機児童問題が生じ、一方、定員枠の無いところでは児童が100人を超えるところもあり、入所児童数の大規模化が問題となっている。</p> <p>待機児童の解消及び大規模化を抑制するために、新設及び余裕教室など既存の公共施設を活用した放課後児童クラブの複数設置が求められている。</p> <p>現行の法制度では事業の運営や施設等についての基準が明確にされておらず、そのため各市町村の運営判断に委ねられている部分も多く、質の向上に取り組む必要の</p>	<p>〈福祉部 子育て支援課〉 県では、全国に先駆けて、平成16年3月に「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定いたしました。この基準をもとに、16年8月に県内クラブに点検を依頼し、その結果を11月に県ホームページにて公表しました。</p> <p>今後とも、継続的に「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」に基づく調査を実施し、ホームページ等にて広く県民に周知してまいります。</p> <p>〈福祉部 子育て支援課〉 県では、県内クラブに「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」に基づく点検を依頼し、その結果を実施主体である市町村に報告するとともに、県ホームページ上で公開いたしました。また、平成16年度より、運営基準を活用して改善に取り組む市町村に対しまして補助を実施しております。</p> <p>今後とも、継続的に「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」に基づく調査を実施し、結果を開示するとともに、補助事業の活用や市町村担当課長会議等を通じて、実施主体である市町村における運営基準の活用を訴えていきます。</p>	<p>大規模な放課後児童クラブを抑制するための複数設置は各市町村での対応となるため、要請先を再検討する。</p> <p>○—A 「運営基準」の調査を実施し、県ホームページにて公表がされているので評価する。</p> <p>○—B 運営基準を満たしていない及び明確にしていない放課後児童クラブについては運営基準を活用して改善に取り組んでいることから○とする。 しかし、「運営基準」に基づく点検、調査の結果から、「運営基準」を下まわる運営状況もみられることから、Bとし再要請を検討。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>ある事業者が生じている状況にある。</p> <p>「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を活用し、県内どの地域においても基準が満たされ、適切に各放課後児童クラブの運営が確立されることが望まれている。</p> <p>3. 児童虐待防止に向け、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 市町村の児童虐待に対する相談体制の整備状況を調査し、県民に情報開示するとともに、整備されていない市町村には早期に整備するよう働きかけること。</p> <p>(2) 児童相談に係る市町村職員への研修等を早期に実施すること。</p> <p>(要請の根拠)</p> <p>児童虐待相談は年々増加し、埼玉県では16年度1月末で1,750件となっており、前年に比べて24%も増加している。昨年は児童虐待防止法と児童福祉法が改正され、平成17年4月からは、虐待を含めた児童相談の窓口が、市町村にまで拡大し強化された。</p> <p>しかし、市町村では限られた職員数や専門家の有無などの課題もあり、児童虐待の相談や通報を受けてからのスムーズな対応が危惧されることから、相談体制を早期に整備することが望まれている。</p>	<p><福祉部 こども安全課></p> <p>市町村の児童虐待を含む児童相談体制については、平成17年5月時点の調査では、全ての市町村が児童相談の窓口を整備しており、22の市町で人員増がなされています。</p> <p>市町村の児童相談窓口につきましては、今後、こども安全課のホームページなどを通じまして、県民への情報開示が行えますよう検討してまいりたいと存じます。</p> <p>また、市町村の相談体制の整備状況については、引き続き把握するとともに、児童相談所とともに、市町村において必要な体制整備に向けた働きかけをしてまいります。</p> <p>なお、県では平成18年度中に、児童相談所が閉じている休日夜間にも虐待通報を受け付ける窓口を設置し、必要に応じて児童相談所が24時間対応できる体制を整えてまいります。</p> <p><福祉部 こども安全課></p> <p>児童相談に係る市町村職員の研修については、県におきまして、平成16年度に「市町村児童相談対応の指針」を作成し、この指針を用いるなどして市町村職員への研修を実施しております。</p> <p>また、児童相談所におきましては、市町村職員を対象とした実務研修や市町村職員の家庭訪問への同行支援などを実施しております。</p> <p>今後とも、児童相談所とともに、市町村職員への児童相談に係る研修を継続的に実施してまいります。</p>	<p>△—B</p> <p>相談体制の整備状況把握の調査が実施されていることや、必要な体制整備に向けた働きかけが行なわれているが、県民への情報開示は現在行なわれていないので△とする。</p> <p>今後、検討されることからBとし再要請を検討する。</p> <p>○—A</p> <p>県は市町村職員の研修について、「市町村児童相談対応の指針」を作成し、17年度より市町村職員への研修を実施しており、研修に参加できていない市町村もあるが、今後も継続し、実施されることから○—Aとする。</p>

